

Title	インカ帝國の政治と法律
Sub Title	Politics and law in Inca
Author	賀川, 俊彦(Kagawa, Toshihiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology ). Vol.33, No.2 (1960. 2) ,p.449- 472
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	及川恒忠先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600215-0449">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600215-0449</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# インカ帝國の政治と法律

賀川俊彦

- 一 序論
- 二 インカ帝國の政治組織
- 三 統治機能
- 四 司法的機能
- 五 結論

## 一 序論

インカ<sup>(1)</sup>とはペルーのクスコを中心として南北に擴がる地域におけるケチュア語 (Quechua) を話す部族をいう。一五三二一年にスペインの征服軍がこの地域に侵攻をはじめた頃、インカの支配權は太平洋に沿つて北緯二度から南緯三七度にわたつていた。すなわち、現在のエクアドル、ペルー、ボリヴィア、およびチリーの諸共和國を含む。インカの起源とその年代に關しては神祕的な「マンコ・カパクの傳説」<sup>(2)</sup> やチチカカ湖畔に残存する堂々たる建築物の廢墟から種々雑多な推定がなされている。かりにこの廢墟がインカ先代のものであつたとしても、インカの王朝建設は一三世紀中葉以前に遡らぬとする説<sup>(3)</sup> がある。

ら、スペイン人の渡航前約四百年すなわち一二世紀初頭とする通説までを考慮して、少くとも一世紀有半、普通にはおよそ二―三世紀にわたつてこの地域を支配していたものと考えられている。

インカ文明がきわめて高度のものであり、その族長支配になる統治が整然と行われていたことは歴史家の等しく認めるところである。だが、およそキープ以外に文字を知らぬ原始的種族でありながら、かくも雄大な版圖を、しかも長期にわたつて支配しえたインカの統治機構とその権力關係は如何なるものであつたのだろうか。

一九世紀半ばに「ペルーの征服」を著わしてインカ帝國の實態を廣く世に紹介したプレスコットは「ペルーの政治は専制主義であつた。その特質は溫和であるとはいへ、その形式は純粹な専制政治であつた。」と述べている。だが、インカの政治をしてそれが一種の社會福祉國家であつたとするミーンズは「インカの支配は手厳しかつたかもしれないが、決して不正ではなかつた。貴族の尊嚴は崇められ昂められたかもしれないが、賤者の生活とても決して見失われはしなかつた。人民に對して個人的勞働や奉仕を要求したかもしれないが、全體としての社會は平和と安全といつたもので充分に補償されていた。」と主張する。このインカ福祉國家説はさらに敷衍されてインカ・ユートピア説を生み、ヴァルカルセルのごときは「インカはすべてが共同財産であり、またすべてが高度の倫理的段階にあつた」として讚美を惜しまない。

反對にカール・ヴィットフォークは「インカ帝國は水力利用社會の單純な一型をなすにすぎぬ」ことを力説し、またジョン・ミューラは「インカが福祉國家であることの證據は不完全で漠然としている」といづれも福祉國家説に對しては否定的な態度を述べている。結局、これら兩者の主張を考慮したローウィは、インカの統治形態が「徹底的な専制政治」であつたとの結論を下したのち「インカが社會主義ないし福祉國家であつたか否かはそれらの定義如何による」のだとして讀者に反問を加えることによつて問題の鋒先を回避している。一方、ムードックの言葉を借りるならば「マルキシズム理論においてデモクラシーと連結した社會主義は、ペルーにおいては専制政治と貴族主義とから成りたつていた。インカ帝國の政治組

織は財産の平等分配主義の影響をおよぼし國中の生活水準に一定のものを押しつけた。もし、この組織がこうして平等の理念を實現したとすれば、それは特定の社會的階級内においてのみの平等であつた。<sup>(10)</sup>」

ムードックの理論構成はインカ社會主義の概念を専制・貴族政治體制下の一社會階級における平等の理念として押しつけるものであるが、これをしても我々のインカ文明に關する映像を鮮明化するものではない。政治理論のプロクラスティス的ベツド、特にユートピア政治理論のそれはかえつて我々を誤れる推論に導く。インカ帝國に關するすべての知識は結局一六七世紀の資料に由來せざるをえないのであるが、これら資料の矛盾、剽窃、不備などの結果としてかえつて多くの自由が許され、そのために學者達があまりにもその用うる資料の主人でありすぎるといつた事態に立ち至るのである。

とはいへ、今日の政治學の急務は未開人の政治生活をいわゆる人間の政治行動様式の領域あるいは政治的ダイナミックスとして知られているものに結びつけることを要請している。初期の國家形式としてのインカ帝國は、近代國家にとつても大の關連性を示すものといえよう。したがつて、錯雜した社會としての原始的社會の政治的研究のためにも同様の焦點が用いられなくてはならない。すなわち、インカ帝國におけるエリートの性格、支配者と被支配者の權力關係、權力と法秩序との結びつき、政治機構の均衡ならびに組織の原理等々である。本稿はインカ政治機構の骨格をなすピラミッド狀の十進法的統治機構を中心としてインカの政治的ダイナミックスを捉えようと思う。

(1) Inca はインカ皇帝、インカ王侯、インカ文化、インカ帝國などさまざまに用いられる。普通には部族の名稱を指すのだが、ヨーロッパ的習慣に従えば族長の地位を意味する。

(2) インカ王朝の起源に關する傳説であつて、インカの後裔であるカルシラソ・デ・ラ・ヴェガによつてヨーロッパ人に傳えられたものと考へられる。

(c) William H. Prescott: *Conquest of Peru*, pp. 11-12.

(4) *Ibid.*, pp. 25-26.

- (5) Philip A. Means: *Ancient Civilizations of the Andes*, p. 350.
- (6) Luis E. Valarcel: *Historia de la cultura antigua del Perù*.
- (7) Karl Wittfogel: *Oriental Despotism*, p. 249.
- (8) John V. Murra: *The Economic Organization of the Inca State*.
- (9) John H. Rowe: "Inca Culture at the Time of the Spanish Conquest," in *Handbook of South American Indians*, II, p. 273.
- (10) George P. Murdock: *Our Primitive Contemporaries*, p. 431.

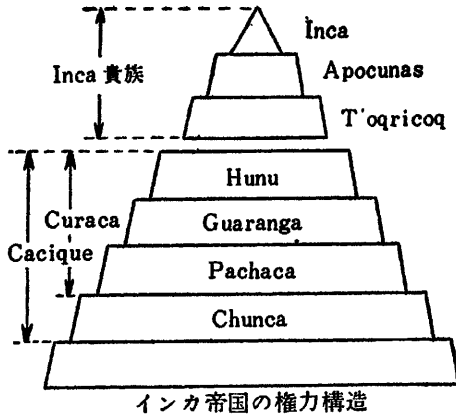
## 二 インカ帝國の政治組織

インカの官僚制は傳統的にピラミッドを成しているものと考えられてきた。インカ皇帝はもちろんこのピラミッド官僚制の頂點に位置している。皇帝の下には四人のアポクーナス (*apounas*) と呼ばれる太守が四分された帝國の各地方を統治した。各地方はそれぞれ四萬家族を單位としていくつかの縣に分たれ、縣知事としてトクリコク (*Tokrikoq*) が置かれた。各縣はまた一萬家族を單位とした地區または郡に分れて、それらをウヌ (*unu*) と呼ばれる郡知事が支配した。郡知事の下には下級になればなるほど數多くの官吏がいて、それぞれより少い下部單位を支配していた。すなわち、一、〇〇〇家族を支配するグァランガ (*guaranga*)、一〇〇〇家族を掌握するパチャカ (*pachaca*)、そして最下級官吏として一〇家族の組頭を勤めるチュンカ (*chunca*) である。

この権力ピラミッドの圖式は、インカに關する主要な記録者から最近の學者にいたるまでが同様に描寫してきたものである。なかには「五〇家族」ないし「五〇〇家族」の組長が設けられていたとするものもあり、またプレスコットのときはこれを家族單位でなく「人口」單位で表している。だが、行政上の地理的單位やこの制度が何といつても納稅者數に應じて

定められたことを考えるとき、家族単位により合理的なことが判明するだろう。とはいえ、これはごく些細なことである。インカ帝國が強く集権化された國家であり、また壓制的に地方抑壓體制にあつたとみるならば、この十進法による秩序的にして數學的なピラミッド構造は容易に認められるであろう。

ここでインカの十進法的統治機構における各階層別に、それぞれのもつ権力と機能の質的特徴を挙げておかねばならない。まず、ピラミッドの頂點に位置する國王は、プレスコットに従えば「王は太陽神の代表者として僧侶階級の最高位にあり、もつとも重要な宗教的税祭を司宰した。王は軍隊を養い、つねに自ら指揮した。税を課し、法律を作り、裁判官を任命してその實施に當らしめ、かつ裁判官を自由に任免した。王はすべての根源をなし、何事も——地位、権力、報酬の一切が王の一存で定められた。」結局、ヨーロッパの専制君主の言葉を藉りて一言で表わせば、「インカ國王、すなわち國家」であつた



インカ帝国の権力構造

という。統治體の首長であり、神によつて授權された支配者として、インカは絶對的権力をもつていたことは「インカの意志によらずしては何ものも王國に存在しえなかつたし、事實存在しなかつた」という表現からも窺うことができる。だが、この大つぴらな誇張はインカの統治體によつて設けられ永續させられた神話であつたかも知れないが、資料によつては變化もある。

インカ皇帝の支配しえなかつたのは單に肉體的世界の勢力だけではなく、かれが自ら支配しているものと思ひ込んでいた國民の理想、規範、慣習、文化といったものすべてに實は支配されていたのだという意見も無視することはできない。皇帝の支配する領土が擴張されればされるほど、かれは自らの権力を他の者に委託しなければならなかつた。帝國の大きさと地理的な分離性とは行政機構に深く

影響し、むしろ龐大な權力の委託を要請したにちがいない。皇帝とその權力の代行者との間は相互依存關係にあつた。インカ帝國では高位の官職はほとんど世襲による傾向があつたが、一般官吏の任免權は國王の手に握られていた。ただし、この任免と維持の權限には、その代行者によつて適宜になされる旨の留保條件が附されていたし、また國王の最終的決定權も實際には助言によつて大いに宥和されたようである。インカの繼承それ自體、合目的性が考慮されねばならなかつたこともこのことを支えている。要するに、インカの權力は神によつて授權されたものとされ、法的に絶對的なものではあつたけれども、つねに警戒怠りなく細心の注意をもつて保持されたようである。

つぎに、インカの絶對的専制政治を支え、これを補佐したのが、帝國を四分する各地方の行政長官たるアポクナーナスであつた。これら四人のアポクナーナスは少くとも一定期間インカの首都クスコに滞在し、インカの國務會議に列席した。かれらは國家にとつての最重要事項、たとえば戰爭開始といつた問題以外の事項に關してはすべてインカと協議することなく決定する權限をもつていた。賦課の問題に關しては、十進法行政機構の主要目的からしても當然のことだが、國王とこれらアポクナーナスとの合議によつて決定された。また、かれらはインカに關するすべての刑事事件に關しても裁判權ならびに刑を施行する權限をもつていた。このように、アポクナーナスは帝國の行政、司法の両面にわたつて多大の權限をもつており、したがつて、インカがかつて少くともアポクナーナスの助言なしに主要な決定を下したことがあつたか、をむしろ疑問とする觀察者もいるほどである。

ピラミッドの第三段目に位置し、縣知事の役職にあるトクリコクは、十進法行政組織に組み入れられたインカとしては最低の官吏であつた。かれらの主要な任務はインカとアポクナーナスによつて各縣に割り當てられた賦課を確保することにあつたので、その職務遂行のために任地における行政官の監督權ならびに任免權、また、徵稅拒否や叛亂に對處するために軍隊を組織して軍事警察權を握つていた。さらに、かれらは國家的規模にあらざる事件に關して最終的裁判權をもつていた。こ

のように、トクリコクは帝國中に細分された縣における「インカの土地」と後に述べる「太陽の神の土地」についてのほとんど最終的責任者であり、インカ・パターンの基本的概要はこのトクリコクの水準に繰り返されているのであるが、ただ一つ、かれらに負わせられた義務は、毎年二月に行われたライミの祭禮<sup>(12)</sup>のときにクスコの王宮に參集し、任地から徵集してきた貢物をインカに献ずるとともに任地の状況を報告することであつた。<sup>(13)</sup>

トクリコクの支配下にあつて一〇、〇〇〇家族單位の地區ないし郡の長に任命されたウヌ(hunu)をはじめ一、〇〇〇家族單位はグァランガ(Quaranga)、一〇〇〇家族單位はパチャカ(pachaca)、一〇〇家族單位はチュンカ(chunco)と十進法的行政組織の下部構造を構成していた各組頭は、いずれもインカに征服された部族の族長ないし酋長がそれぞれ被征服時において支配していた家族數に應じて與えられた官職である。一般に、このような組頭的存在を總稱してカシケ(casique)というのだが、それらのうち、ウヌ、グァランガ、ならびにパチャカは、クラカ(casca)という帝國における非インカによつて構成された貴族階級に組み入れられ多くの特權が與えられていた。かれらの特權がどのようなものであつたかこれを一概にいうことは難かしい。だが、被征服時における土地所有權はインカに移讓されたとはいへ、土地・人に對しては表面的には變らぬ支配權を與えられていた。ただし、それと引替えに、かれらの子供を首都クスコにさし出し、教育を受けさせるとともに、クラカ自身も年に一度首都を訪れる義務を負わされて<sup>(14)</sup>いた。

職權として、かれらはそれぞれの役職に應じて小犯罪事件の裁判權をもち、死刑を除く犯罪人を處罰することができた。けだし、死刑はトクリコク以上の官吏によつてのみ課せられることになつていたためである。いかに正當な理由があつても、鞏下のインディアンを殺したカシケは嚴罰に處せられた。<sup>(15)</sup>また、かれらにはインカと太陽神の土地以外の一般平民に對する土地の分配が委されていた。その他、金・銀の採掘、農作業から部下の婚姻までも監督した。<sup>(16)</sup>このような權限を委された反面において、カシケには大きな義務が負わされていた。かれらには少くとも階級組織の底邊に對して個人的責任において納



税完遂を義務づけられていた。もし、この納税義務やタンボ (tambo<sup>17</sup>) のサーヴィスをおこなった者は上司により罰せられた<sup>18</sup>。もつともこうした刑罰の多くは上役からその輩下へとたらい廻しにされる傾向にあつた<sup>19</sup>ようである。

ピラミッド型統治機構に含まれた帝國官吏の権力と機能はだいたいにおいて以上に述べたごとくであるが、もう一度このピラミッドを側面から觀察してみよう。従来、ピラミッド圖法に依據してインカ官僚制を説明してきた記録には、全體としての統治機關のみならず各階層における官吏間の権力と機能の質的特徴を擧げるに缺けるところ少くなかつた。たとえば、各階層における官職はインカ系の高級官吏はもちろん、非インカの下級官吏ですら世襲によつて受け繼がれていたことが見逃されていたし、またインカの血統に連なる行政官吏と非インカ部族の官吏との間のはつきりした質的區別に觸れていなかった。ここでは前に多少言及しておいたが、じつさい、インカ官僚制の各階層を區別する壁は意外に固かつたし、そればかりか、この階級ピラミッドには一つの大きな斷層が存在していたことを見逃してはならない。

インカはいわば侵略者であり征服者であつた。インカの被征服部族に對する統治權浸透の度合はまちまちであつたが、征服した部族にその統治制度を適用する場合には、既存機關を全廢したり追放したことはなかつた模様である。かれらは地方の世襲機關を亂すことはしなかつた<sup>20</sup>。かれらはただ自らをその頂點につけ、既存の機關を充分に利用し、地方の世襲貴族制を例の十進法組織下に編入した<sup>21</sup>にすぎない。このような傾向は法制度の面においても顯著なものである。確かに、インカは自らの法律を全支配地域に課した<sup>22</sup>という記録がある。だが、このことはインカの法律が帝國中に廣く行きわたつていたことを意味するものではあつても、インカが征服した地域の法を全面的に改變し、あらゆる事項にわたつて自らの法を押しつけたものと無邪氣に受け取つてはならない。地方的、部族的慣習の相違は黙認されていた<sup>23</sup>ようである。インカ政府はこのような相違を根絶しようと試みなかつたし、まして地方の宗教的儀式を根絶しようとはしなかつた。インカ帝國にあつては政治的侵略よりもむしろ廣汎なアンデス文化による結びつきの方が一般的性格として多く見出され<sup>24</sup>るともいわれている。實は

インカが帝國建設の偉大な業績を完成したことの最大の鍵がこの點にあると考えられるのだが、それは後に改めて述べるとして、ここでは帝國の官職が世襲制によつたこと、そしてその故に階級障壁が厳しいものであつたことに注目するだけにとどめよう。

ついでピラミッド側面的觀察に見られることは、トクリコクを階級ピラミッドにおけるインカ部族の最低の官吏として、非インカ族では最高のユヌの官職との間に決して跳び越えることのできない深い斷層が存在することである。これははつきり表現すれば、征服者と被征服者との間に嚴然と横たわる溝であつた。インカは被征服部族に對しては寛大であつた。地方的慣習を許し、世襲制による地方支配をすら認めた。一見してきわめて溫情的なものに見えるインカの支配ではあるが、しかし、われわれはここに十進法統治組織の眞の目的を推察することができる。結局、インカ統治政府の仕事は、自らを維持し、徵稅を充分かつ確實なものとするのであつたと。ある共同體の發展のためには、他の共同體を征服し政治的侵略を成し遂げるだけでは充分ではない。打ち負かした共同體を育て、自らの陣營に組み入れることを必要とする。インカは征服した部族を破壊するどころか、それらを育て、それらの族長ないし酋長を帝國におけるクラカなる貴族階級に列して遇した。こうして、他部族の實質的征服に成功し、さらにこれを徹底的に利用したインカの行政技術たるや、まことに驚くべきものであつた。

十進法的官僚機構から觀察しうるものは、だいたいにおいて以上のようなものである。インカ帝國の統治體系において、この機構は中樞をなしている。だが、全體としての統治體系を描寫するためには、この十進法的官僚制だけでは不充分である。インカ帝國の統治組織が全體的に機能するためには、ここに擧げたピラミッドの外側におかれた諸制度についても言及しなければならない。

(一) El Padre Bernabé Cobo: *Historia del Nuevo Mundo*, III, p. 229.

- (2) William H. Prescott, op. cit., p. 26.
- (3) Roberto Levillier, ed., *Gobernantes del Perú*, I, p. 286.
- (4) Sally Falk Moore: *Power and Property in Inca Peru*, pp. 93-98.
- (5) Louis Baudin: *L'Empire socialiste des Incas*, p. 66.
- (6) W. H. Prescott, op. cit., pp. 45-46.
- (7) Martín de Murúa: *Historia del origen y genealogía real de los reyes Incas del Perú*, III, vi, pp. 164, 167, 177-178.
- (8) Sally F. Moore, op. cit., p. 111.
- (9) *Ibid.*, p. 100.
- (10) *Ibid.*, p. 114.
- (11) 事件の規模が國家的なものであるかどうかの基準は比較的任意にトクリコクに委任されていたようであつて「サンタヤンは「もし、その事件がインカに申告するほど重要なら」と考えた場合は自己の判断で刑を宣告する」とかかれていた。」(Fernands de Santillan: *Relación del origen descendencia, política y gobierno de los Incas*, pp. 18-19) と述べており「また、ユキでしたが、彼は「これは適當とみなした場合には死刑を課すことができたが、貴族を含む場合は例外でインカに相談する義務を負い、また、すべて重要かつ難解な事件はインカに協議した」ともつて、その基準は明白ではない。」(El Padre Bernabé Cobo, op. cit., p. 233.)
- (12) Raymi の祭禮は毎年二月になると地方で豫め選ばれてあつた二三なりし一四歳の少女達が首都に集められ、太陽神への犠牲、インカ及び他の宗教的奉仕のためと三分される儀式を行う國家的祭典である。(Sally F. Moore, op. cit., p. 52.)
- (13) Cobo, op. cit., pp. 232-236.
- (14) Moore, op. cit., p. 118.
- (15) Cobo, op. cit., p. 238.
- (16) *Ibid.*, p. 236.
- (17) 帝國では國中に飛脚による通信組織が網羅されていたが、タンボとは王道に設けられたこれら飛脚の休息所を指す。
- (18) Cobo, op. cit., p. 241.
- (19) Moore, op. cit., p. 116.
- (20) *Ibid.*, pp. 27-37, 93-98.

- (21) *Ibid.*, p. 102.  
(22) Padre de Cieza de León: *The Travels of Padre Cieza de León*, p. 278.  
(23) Roberto Levillier, ed., *Gobernantes del Perú*, p. 285.  
(24) Baudin, *op. cit.*, pp. 62, 182.  
(25) Moore, *op. cit.*, p. 102.

### 三 統治機能

インカの統治組織が完全に機能するためには、前述した十進法的階級制による行政コースのみに頼つてはならなかつた。十進法ピラミッドに依據した記録はえてして帝國官吏の重要グループの存在をなおざりにして<sup>(1)</sup>いる。

インカをはじめアポクーナス、トリコクなどの高級官吏は公的な十進法官吏の他に私的な官吏を抱えていた。かれらは、これら私的官吏を地方に派遣して地方官吏の活動を監督させ、ある場合には檢察活動を、あるときには司法活動に従事させた。

インカとアポクーナスによる會議體、すなわち首都の中央機關に直屬し、地方の巡回檢察活動を主たる任務としたのにトコイリコク (*Tokoyrituk*) があり、トコイリコクの活動によつて違法の事實が暴露されたとき、司法活動のために派遣されたのがオチャカマヨ (*Ochacamaayo*) であつた。これら巡回檢察官と巡回裁判官の存在は、政府の徴税、徴兵過程を容易にし、地方における叛亂を事前に押えたことを保證した。インカによつて地方に派遣され駐在した檢察官からの報告は毎年、二年<sup>(2)</sup>毎、三年毎<sup>(4)</sup>に行われる、とその回数は記録によつてまちまちだが、定期的に首都に報告する義務がトコイリコクに負わせられていたことは間違いない。面白いことには、地方に駐在している期間、かれらの衣食はすべて地方のクラカが負擔して<sup>(5)</sup>いた。しかも土民に混つて生活していたのであるから、かれらが地方の下級官吏にとつてばかりでなく、縣知事のトリコク

にとつても脅威的存在であつたにちがいない。ローウィはこういつた觀點からして「おそらくトクリコクと政府の檢察官であるトコイリコクとの間には紛糾を免かれなかつたにちがいない<sup>(6)</sup>」という留保のもとにインカ地方統治状況を記している。

また、統治に影響を與える犯罪の處罰に關しては、毎年檢察官によつて齎らされる報告と、裁判權を與えられた特別判事が中央機關から派遣されてくることに密接な關係があつた<sup>(7)</sup>。オチャカマヨは檢察官が違法の事實を摘發した場合に派遣された。かれは自分で適當とみなす判決を下せばよいのであつて、判決の妥當性に關するいかなる規則にも拘束されなかつた<sup>(8)</sup>。犯罪事實の證言が充分でなく、他に合理的方法がない場合には占いや拷問が用いられたようである。

統治上の問題に關して、インカ統治機關は十進法組織よりもむしろ直接に中央政府の司直の手を通じて行動した。このことは、征服者と被征服者との間のいま一つの著しい相違を物語つてゐるし、また十進法行政を中央機關の司直が出し抜いてゐることの一例を示している。さらに、この事實は間接的にインカ行政機構の基本的特徴として、高級官吏は自分の低い官吏の職權を侵す權限をもつことを如實に表している。

中央機關に特別官吏が直屬したように、縣知事であるトクリコクにも規則的な行政官吏の他に第二部門の官吏が直結してゐた。これ、インカ・パターンがトクリコクに繰り返されてゐた基本的なものの一つであるが、縣知事はキプカマヨ(*quipu-camayo*)と呼ばれる會計監査役を以て徵稅事務に當らせ、また、ツクイリコ(*tucuyrico*)という名の檢察官、さらにその部下としてミーチヨ(*mitcho*)と呼ぶ手先を雇つてゐた<sup>(9)</sup>。會計監査役の任務は、その名からして繁雜な賦課上の數字をキーブで記録することであり、各年毎の報告に備へたことはいふまでもない。ツクイリコは縣の規模における小型の檢察官であつて、鞆下のミーチヨを縣下の主要町村に配置して縣知事の警察力を分擔した<sup>(10)</sup>。ミーチヨは、ある資料によれば縣知事よりもトコイリコクの部下であるとも記録されてゐる。このあたりにもトクリコクとトコイリコクとの權力範圍にいざこざがあるようだ。いずれにせよ、ミーチヨの職權は民間にあつて土地の境界、灌漑溝、水の分配、その他些細な村落間の爭議などの

解決にあつた。司法部門の特別官吏はいずれもアイリユス (Ayllus) と呼ばれ王族に屬する一一の種族から選ばれていた。これら種族はインカ貴族中でもいわば基本的な特權階級であり、國王に最も忠誠な種族であつたようである。したがつて、かれらは自らの行動に關しては直屬の上司に對して責任を負う他には、いかなる行政階級に對しても責任を負ふ必要がなかつた。かれらは地方においてこうした活動に身を挺することによつて、王ならびに王族を安泰においたのである。また、インカの中央統治機關としても、統治上必要な情報を獲得するに二重の組織をもつことによつて、より安泰を期することができたわけである。

さて、これまでにインカ帝國の統治機構の本體をなす行政階級、官職の質的特徴、換言すれば帝國の政治的エリートの性格、權力關係を扱つてきたのだが、全體としてのインカ統治機構を公平に見た場合、つぎの二つの特徴を擧げることができると思う。第一に、ピラミッド型をなす一般行政機構はあまりあてにされておらず、規定はつねにその機能を阻止するよう、また、時には他のものがその地位に代つて行うように構成されていること。第二に、高級官吏はつねに下級官吏の職權を侵しうるし、時には下級官吏の管轄權内にある事項についても上級官吏はその責任を負ふこと。

つぎに、インカ帝國の統治目的がどのような制度を通じて追求されたのか、人的資源に次いで物的社會的資源をも追求しなくてはならない。インカの統治組織はそれら諸制度を通じてはじめて全面的に機能を發揮するであろうから。インカがはじめに法として主張したものは、普遍的に承認さるべきものとして、自らの權威であり、政府・役人ならびに賦課であつた。また、その一部として太陽の神を祭る儀式とケチュア語を認めさせることであつたろう。インカ支配の承認には多くの法が含まれてきたことは明白だが、インカの場合には何か特殊な法體を認めさせることよりも、むしろインカ支配を認めさせることが強調されていたことは目立つ。この仕事の一環を擔つたのがミチマユス (Mitimaes) という名の、いわば屯田兵のような半民半官の軍隊であり、また、ミータ (mita) と呼ばれる一種の強制労働組織であつた。

ミチマエスは舊い忠誠な種族の百姓出身者で組織されており、主として各縣の首府に設けられトクリコクの支配下におかれたが、時には新たに征服した地方に家族ともども移住させられた。資料によつて、これらミチマエスがインカの系統を引いたものであると<sup>(14)</sup>か、その中にはインカ族の一種族オレホネス (orejones) がいたとするものもある。かれらの主要な義務は、叛亂が起つた場合これらを鎮壓することであり、<sup>(15)</sup>あるいは賦課の督促など人民を強制する仕事をも分擔した。<sup>(16)</sup>かれらは定住して働いたための家と土地を與えられ、定められた仕事を守ることを強要された。一定の居住地を離れた場合、最初は拷問を、二度目には死刑が課せられた。ミチマエ・インディアン自身が叛亂を起したときには、トクリコクは縣民の忠誠心に訴えるところにもかれらを叛亂鎮壓のために用いた。<sup>(16)</sup>

インカがミチマエスの移住を奨励したのは征服した部族との文化的同化作用を狙いとしたというよりも、むしろ第一に地方の叛亂に對處するためであつたといえる。事實、ミチマエスが地方住民に同化することを防止するために、種々の試みがなされていた。かれらは地方住民とはつきり分離した生活を守るよう、法によつて義務づけられていた。かれらは出身地の風俗を守り、出身地の言葉を話し、踊り、唄い、奏でることを強いられていた。<sup>(17)</sup>獨特の地方的衣裳を身につけるよう要求されたのは何もミチマエスに限られたことではなかつたが、<sup>(18)</sup>これに關連して、誰でも自らの衣飾形態を變更した者に對して罰則が決められていたことは、賦課義務からの離脱を防ぐのに役立つものと考えられる。と同時に、ここで見逃してならぬことがある。それは、インカの地方統治が完全な分離主義に基づいていると考えられる點である。そして、このことはまた現代の植民地主義をも思わせるものがある。

ミチマエスの場合、居住地域の選定は中央機關によつて指令されたことは明白である。この指令に違反して定住地域を離れることに對しては死刑をも含む刑罰が待つていた。もつとも、この上からの壓力と引換えに何らかの特權を與えるという交換條件がかれらの仕事を魅力的なものに見せかけていたよう<sup>(20)</sup>だ。だが、定住地域からの逃亡ということは實際には不可能

であつたと考えられる。それは農業組織の嚴格かつ不變の性格が、逃亡家族をして容易に既存社會への結合を許さなかつたであらうから。

緊密に結合した農業共同體というものはだいたいの家族的な原始農業型式であつて雇われるべき労働階級は存在しなかつた。したがつて、原始的農業機構はいつたいに經濟的餘剰はきわめて乏しいものとされなければならぬ。このことがインカの場合にも眞實であつたとすれば、ミチマエ屯田兵が移住した後、これがどのようにして維持されたのが疑問として残る。いわば潜在的駐屯軍であつたミチマエスは、インカの政策によつて既存の農村社會とは分離されねばならなかつた。それ故、かれらの移住とは新しい生活を新しい土地で再開することであつた。この移住を可能にするために、もつとも移住後の最初の二年間はインカの食糧貯藏場から食糧が供給されるという保障がある。だが、ミチマエスの移動を可能にし、インカの政治的動機を満足させることができたのは、かれらが單なる軍隊ないしは植民者ではなく、半農半軍の自給自足的集團であつたがためにちがいない。住民の移動、このことは政府の技術的熟練とともに驚くべき皇帝の權力を意味する。だが、ミチマエスの例によつて明らかなように、ミチマエス制度をして皇帝の權力がアンデス社會經濟機構に適應させられた徴候であり、また、これが定着農業社會の性質の故に設けることができたのだとも考えられる。

いま一つ、インカの統治機能に重大な影響を及ぼしたものとしてミータ (mita) の制度を擧げておかなくてはならない。賦課とは、インカの場合、ほとんどが國家的ないしは公共事業への強制労働を指す。ミータないしミータ・サーヴィスと呼ばれるこの制度は、まさに賦課すなわち國家的ないし公共事業への勤勞奉仕を目的とした國家的規模の組織であつて、帝國の統治機能と切り離して考えることはできない。ミータ制を論ずるに先立つて、豫めこの制度の基盤となつてゐる帝國の財産制度について簡単に觸れておこう。

帝國内にあつては、土地は三分され、その一つは太陽神に、他の一つはインカに、残りの一つが人民に充てられた。それ



ら三つの割合は不明だが、地方の人口の割合に應じて配分されたものとみなされており、地方によつて實質的に異つていたと考えられる。太陽神に充てられた土地からの收穫は寺院を維持し、宗教上の儀式を賄い、また多數の僧侶を養つた。インカ用の土地は君主の格式を維持し、その多數の家族、廷臣、ならびに王族を養うとともに國家財政を潤した。残りの土地は人民に等分に、すなわち頭割りに割り當てられた。人民は誰でも一定の年齢に達すると結婚するように定められており、そのさい、夫妻のための土地が與えられた。子供の場合、その人數に應じて増し與えられたが、男子は女子の二倍であつた。また、土地の分配は年毎に改めて分配し直され、住民の所有地は家族の増加または減少に應じて増減した。かようなインカ土地制度をしてプレスコットは「この法律以上に完全かつ有効な土地均分法は想像できない」と感嘆をきわめているが、はたしてこの法が實際上、規格通りに實施できたものかどうかは疑問としなくてはならないだろう。

このような土地―財政基盤の上にミータ制は實施された。一般に農稅として知られるような農業生産物に對する課稅はインカの場合に行われなかつた。インカ稅は人民の農作物の量によつてではなく、「インカ」として指定された土地の廣さによつて、また、その土地からの收穫物に對して課せられた。したがつて、インカによる賦課は、インカの土地と太陽神の土地に勞働力を提供することによつて満足させられたのである。ミータ制はこの他に道路や公共建造物の建設や修理、さらに飛脚による通信組織の維持などを含んでいた。<sup>(26)</sup>このように人民の勞力を利用しうるものはできる限りミータ制の名により國家的規模において利用した。だが、ここに問題となるのは、賦課の需要と供給がいかにして決められたのか、という點である。

賦課の主要な二局面である勞働力の需要と供給はいかにして決定されたのか。太陽神の土地、インカの土地への勤勞奉仕をはじめ、道路修理、土木建築、飛脚組織、あるいは地方政府の維持のために必要な賦課の需要面はおそらくインカとその會議によつて決められたらしい。<sup>(26)</sup>他の反面である供給量は毎年一定の基本的事項であつた。したがつて、問題はこれら兩者

の均衡がいかにして保たれたのかということに絞られてくる。状況はクスコにおけるインカとその顧問たちが帝國の目的を下部構造に對して強要しがちであつたことを暗示するものだが、地方縣知事トリコクにしてみれば、その貯えはできるだけ少く非局部的企業に渡すことを好んだにちがいない。また、重要なことには、地方的にも數々のミータ・サーヴィスあるいはそれに代るものがあつたという事實である。とすると、地方的規模のものでも國家的規模に置き換えることも可能となるわけである。したがつて、インカとその顧問たちが賦課に關する最終的決定權を有し、トリコクの經費を嚴重に検討したことが事實であつたとしても、インカの決定權の大半はトリコクやその代理者に委託されねばならなかつたものといつて差支えなからう。

以上、十進法的官僚機構を中心として、これを監督する特別官吏、それに民間警察軍とも云うべきミチマエス、賦課の代表的型態たるミータ制度など、インカの統治機能の主要な局面を検討してきた。これらインカの統治機構ならびにその機能に關する特質については、個別的にそれぞれの個所において指摘してきたが、最後にインカ帝國全體としての統治機構について氣の付いた點を一つ挙げておこう。要するに、インカの統治機構下においては近代憲法と全く對蹠的な現象が考察される。すなわち、政府の權限を限定して個人の權利を守るための近代憲法に對して、インカ國家における關心は終始一貫して統治機構の保護にあつたということである。その權威に對する挑戦の脅威は多大であつた。脅威は、政府がその權限を越えることではなく、帝國の下部構造ないし被支配者によつてその權力が篡奪され弱體化されることであつた。

(1) Moore, *op. cit.*, p. 100.

(2) Gobo, *op. cit.*, p. 229.

(3) Cristóbal de Castro y Diego de Ortega Morejón: "Relación" in Trimbora ed., p. 242.

(4) "Relación del origen é gobierno, in Colección de libros y documentos, p. 72.

(5) Castro y Ortega Morejón, *op. cit.*, p. 245.

- (10) Rowe: "Inca Culture," in *Handbook of South American Indians*, II, p. 264.
- (11) Cieza, *Crónica del Perú*, II, XVIII.
- (12) Gastrow y Ortega Morejón, *op. cit.*, p. 242.
- (13) Cieza, *op. cit.*, II, XII, p. 38.
- (14) Moore, *op. cit.*, p. 114.
- (15) *Ibid.*, p. 115.
- (16) "Relación del origen é gobierno," in *Colección de libros y documentos*, p. 47.
- (17) Moore, *op. cit.*, p. 100.
- (18) Cobo, *op. cit.*, III, p. 222.
- (19) Cieza, *Travels*, pp. 149-150; *Crónica del Perú*, II, pp. 44-45.
- (20) Cobo, *op. cit.*, p. 240.
- (21) *Ibid.*, p. 223.
- (22) *Ibid.*, p. 230.
- (23) *Ibid.*, pp. 240-241.
- (24) Moore, *op. cit.*, p. 105.
- (25) *Ibid.*, p. 104.
- (26) *Ibid.*, p. 48.
- (27) Prescott, *op. cit.*, p. 50.
- (28) *Ibid.*, p. 52.
- (29) Moore, *op. cit.*, pp. 103-104.
- (30) *Ibid.*, p. 109.
- (31) Cobo, *op. cit.*, III, p. 255.

#### 四 司法的機能

インカ統治機構下における司法的機能はほとんどつねに他の機能に補助的であつた。したがつて、インカの司法制度だけを獨立して論ずることは殆んど不可能に近い。というのは、十進法組織におけるすべての統治官吏は、それぞれの統治領域上に統治上必要な全般的權限を持つていたし、特にインカ皇帝の場合にはかれ自らがいわば法そのものであつたがためである。

統治機構上、分離され獨立された司法部はなく、司法的機能は十進法ピラミッドに含まれた官僚の兼擔するところとなつていた。要するに、十進法階級制における知事、徴稅者、そして裁判官は一本のものであつて、統治上の諸機能はその方向を上下してしたのである。官吏の階級が高ければ高いほど、その決定事項は國家にとつて重要なものであつた。一部の地方的問題とおそらくはすべての諸個人間の紛争は、この階級制度の最低水準において最終的に解決された。そこには上告はなかつた。<sup>(1)</sup>しかし、官吏は自らの司法活動を上司に報告することを義務づけられていた。

トクリコクはインカに關するすべての刑事事件について裁判權をもつていた。郡長であるウヌ以下の十進法階級官吏の犯罪に對して裁判權を有していたのもトクリコクであつた。インカ統治機關に直接利害關係のない犯罪や民間の私的紛争などは、いろいろの階級のクラカによつて裁かれたが、この場合には地方の慣習法が適用されたい。<sup>(2)</sup>ただし、いかなる場合にも死刑のみはトクリコク以上の階級の官吏でなくしては課することができなかつた。このことはインカ司法權と地方的慣習との間に實際には相剋の存在を思わしめるものがある。だが、地方のクラカが死刑を課す權限がなかつたとしても、これは必ずしもインカが地方的慣習法を改變したことを意味しないし、またクラカ自身が自らに適用される實例を定めたということでもない。したがつて、トクリコクの裁判權は決して地方的慣習法の繼續的使用と矛盾するものとはいえない。

クラカは毎年、共有地を人民に配分する役目をもち、個人の分け前に關して起るいかなる紛争も職權によつて解決した。その他の財産問題に關してもかれらはその裁判能力の故に期待されたことが資料によつて明らかである。たとえば、窃盜罪はその狀況に應じて譴責、公衆の面前にての笞刑に處せられたが、重罪の場合にはトクリコクの許可を得た上で死刑に處すこともあつた。こうした刑罰がすべて公的行爲であつたことはいふまでもない。また、いかなる場合でも仇に報いるのは被害者の仕事ではなかつた。たとえば、畠が家畜によつて荒らされた場合、その畠の所有者は家畜の飼主から蒙つた被害と同等價値の損害賠償を受ける權利をもつてゐた。この場合、被害者はクラカの許へ事件を持ちこみ、ここで解決されることになるのだが、いかなる不満が残つたとしてもこれが最終的であつたようである。民事裁判ですらこのようなのであるから、殺人事件がまつたく公的干渉事項であつたのはむしろ當然のことと考えられよう。

十進法階級制度外にも専門の裁判官があることはあつた。ある資料は王族から選ばれた一二人の判事からなる裁判について語つてゐる。この裁判では法廷記録をキープ（結繩）にとり、これの暗記を専門として代々繼承される二人の書記の存在についても觸れている。もし、このような裁判所が實存していたとすれば、インカの司法權についてももつと様相が異り、十進法階級諸官僚に依存せぬ獨立した機能が考えられたにちがいない。だが、何としてもこのようなことは他の主要な記録からは掴みえないようだ。

もつとも、十進法組織外にクスコの中央政府から派遣されたオチャカマヨと稱する特別判事が存在したことは事實であつたやうで、これについては前章に記した。かれらは國法の定めた義務に違背し、インカの權威ならびに國教を侵した罪などを主として取り扱つた。賦課義務の拒否、インカに害ある占の罪などもその取扱事項のなかに含められている。オチャカマヨの他にも、インカの法を行うために中央機關に所屬した多くの特別官吏がいた。たとえば、ルナキープ（runakipō）はキープスと呼ばれる國勢調査を行う調査官であつた。かれは太陽神やインカに捧げられる乙女を選定することも職權の中に含

められており、もし誰かをルナキーボに隠したことが露見したときにはかれは投石の刑を課すことができた。<sup>(8)</sup>これと同様なケースを取り扱う官吏について、他の資料はタリパサク (Tari Pasak) なる呼稱で記録している。

このような資料から考えられることは、官吏はすべて委託された主要な権限の他に、それに附随的な機能をも營んでいたという印象を受ける。そこには、確かに上級官僚からの慣習的裁判手續があつた<sup>(9)</sup>かも知れない。しかし、キーブ以外に文字を知らず、したがつて、専ら暗記力のみに依存したルナキーボ以外に法律家的存在は見當らない。法律事件の裁定をしたところで、それはインカに何の収入にも賦課の対象にもならなかつた。<sup>(10)</sup>このことは正式の裁判所を限定し、独立した司法機能をも限定したことを暗示している。

インカの司法機能に關しては記録がきわめて断片的なものにすぎないので、それに関する結論を導くに躊躇する。だが、インカの司法機能について考察した場合、それがほとんど行政機能に吸収され、あるいは附隨的なものにすぎなかつたことはいずれの資料からも明らかに読みとることができる。また、ほとんどすべての裁判は被征服部族の地方的慣習法に委され、ただ、死刑とインカに關連した事項だけはトクリコクないし特別官吏の管轄権内におかれたということは、インカの權力がアンデス文化に吸収された度合を示すものであろう。

- (1) Cobo, *Historia*, III, pp. 282-287.
- (2) LeVillier, ed., op. cit., p. 277.
- (3) Moore, op. cit., p. 118.
- (4) *Ibid.*, p. 165.
- (5) LeVillier, op. cit., p. 275.
- (6) Moore, op. cit., pp. 115-116, p. 119.
- (7) LeVillier, op. cit., pp. 284-285.

- (8) Castro and Ortega Morejón, *op. cit.*, p. 241.  
 (9) Cobo : *Relación del Origen e gobierno*, p. 74.  
 (10) Moore, *op. cit.*, p. 120.

## 五 結 論

インカ帝國は征服國の古典的な一例である。だが、かれらは決してアンデス地域において最初に起つた國ではなかつた。したがつて、インカの侵略者たちが征服はしたが文化的により進歩した國民から多くのものを學んだということは大いにありうる。たとえば、ローウィは地方の世襲制アリストクラシーを通じて支配するといつた行政技術は、一五世紀にインカによつて征服されたチムー(Chimu)帝國から採用されたものであることを暗示している。<sup>(1)</sup>

インカがその規模も内容も異つた近隣の政治諸集團を征服するにさいして、かれらをより大きな政治的單位の中に組み入れようとする意識的改組計畫をもつて臨んだことは當然であろう。インカは被征服部族に對して太陽の儀式をはじめ、ケチュア語、畫一的な行政ならびに賦課制度を課した。ローウィ教授は、征服を通じた國家の發展に關して次のようにいつてゐる。<sup>(2)</sup>

「われわれは次のことを認めねばならない。……合理的ないし特に經濟的秩序の諸要因に影響をおよぼす觀念的要素の重要なことを。ある社會が他の社會を打ち破るだけでは充分ではない。それはちやうど、一つの言語を分けあつたり、あるいは相互の構成員が祭禮活動に合同して加わることを許したりすることが二つの社會にとつて満足ゆくものでないことと同様である。こういつたことは副次的なものであつて、それだけでは充分ではない。要求されるものは、原始的分離主義を妨げるに充分なほど強力な、何らかの集中的權威である。征服後におけるこの決定的な組織能力によつて國家の永久的擴張の

可能性が定まる。」

ローウィ教授は、インカが卓越した行政能力の持主であつたと賞讃している。インカが征服した部族を定着させようと試みたことは明らかである。帝國の基底をなす血縁集團は根本的に分離主義者なのであつて、限定された地方的通商によつて補われ、實質的に經濟的に獨立していた。かれらは既に何らかの政治的單位に集團を作つていた。こうした集團をインカは單に服従させたばかりでなく、既に機能していた行政機構を何ら躊躇することなく採用した。地方の支配者達がそのまま官職に留められたことは記録者たちが再三にわたつて語つてゐる。インカは征服前の政治的單位を維持するにさいして多少の行政上の再調整をした他には、被征服集團の反對勢力を永續させぬように外側から警戒しさえすればよかつた。

だが、こうして帝國を理論的に均衡のとれた統治構造に組織化したことは、他面においてかなり異質的國家への過程を踏んでいたような印象を與える。インカの統治政策の基盤をなしていたと考えられる分離主義は現代植民地主義をも思わせるものがある。モルガンはプレスコットの畫いたメキシコの「アスツク帝國」をして、「三種族のインディアンからなる單純な連合種族組織であつて、これに類似したものはアメリカのいたるところに見出される」と言明している。だが、このことはインカの場合にはあてはまらない。おそらく、インカが中央アンデス地域全般に擴張を開始する以前にはこのような連合種族組織であつたかもしれないが、インカの政治と法律に關して示された資料からはその片鱗すらも窺うことはできない。

最後に、はじめに示した問題點に立ち歸つて、インカの統治形態に關して私見を加えておこう。インカによる支配が決して代議的統治型態をとつていなかつたことはこれまで述べてきたことからして明らかであろう。おそらく、インカと帝國を四分する地方長官である四人のアポクナナスからなる會議以外には正式な會議體はなかつたと考えられる。毎年、ライミの祭禮に帝國中の貴族、官僚が首都に集つたが、この會合を會議として扱つた記録はない。インカの統治組織ならびに司法的機能をも含むすべての統治機能を検討した場合、そこに上からの加壓的機能の存在は認めても、下から盛り上げる力を受け止



める機能を考えることはできない。その賦課制度にしても、それは唯帝國の基底をなす人民から勞働力を吸い上げるためだけのものであつて、決してその對價は人民に返らなかつた。人民が生命を永らえ、被征服部族の族長たちがそのまま支配權の座に留まることのできたことがインカの恩恵であつたとしても、社會主義ないしは福祉國家としてのインカを賞揚することはできない。インカの行政能力はじつさい卓越していた。と同時に云わねばならぬことは、インカは卓越した専制政治家であり、卓越した植民地主義者であつたと。

- (1) John Howland Rowe: "The Kingdom of Chimor," in *Acta Americana*, VI, p. 46.
- (2) Robert H. Lowie: *The Origin of the State*, pp. 16-17.
- (3) Lewis H. Morgan: "Montezuma's Dinner," in *North American Review*, CXXII, pp. 265-306.